

高知市管理債権の回収業務委託に関するサウンディング型市場調査の  
対話結果の公表について

1 サウンディング実施の経緯

本市が管理する各種債権（貸付金、使用料、返還金等）には、債権の管理・回収に多くの  
の労力・時間を要している回収困難債権がある。これらの債権について、効率かつ効果的  
な回収を行うため、民間事業者（弁護士又は弁護士法人）に債権回収業務を委託すること  
を検討している。本業務を委託するにあたり、委託対象債権の選定、委託内容の検討、費  
用形態や必要となる予算の積算を主な目的として、サウンディング型市場調査（以下「サ  
ウンディング」という。）を実施した。

2 サウンディングの実施スケジュール

令和 8 年 1 月 5 日	実施要領の公表日
令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 1 月 20 日	サウンディング参加申込期間
令和 8 年 1 月 26 日から令和 8 年 2 月 10 日	提案書の提出期間
令和 8 年 2 月 16 日から令和 8 年 2 月 19 日	対話の実施期間
令和 8 年 3 月下旬頃	実施結果の公表

3 サウンディングの参加者

2 者

4 サウンディング結果の概要

対話テーマ	対話概要
(1) 委託費用 について	1 委託費用 ・高知市提案の費用形態は、適切と考える。 委託費＝回収額に成功報酬率を乗じた金額＋回収不能債権報告書作成 費＋（法的措置ごとの着手金・実費） ・完全成功報酬となり、着手金・初期費用・顧問契約は一切不要。 2 法的措置について ・まずは基本的な流れで、通知や架電及び支払相談や居所調査等で回

	<p>収業務を行う。弊所判断で訴訟に移行することはなく、最終的な判断はクライアントがする。法的措置への対応として原則、任意による支払意思なしの債務者、既に強制執行（差し押え）等をされており、支払原資が確保できず差し押えが競合する場合であっても、強制執行手続きが妥当と判断した債権などに対し資産財務状況を判断し精査を行う。債務者が財産を有しており処分が生じる場合にも、同様の判断とする。</p>
<p>(2) 委託債権の回収率について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金や奨学資金貸付金は、一般に相当の回収率が見込まれ、単年度で約30%以上の回収が見込まれる。</li> <li>・公営住宅関連費用や生活保護費返還金などはその経済状況からして回収は難しく、数%程度の回収率に留まる見通しである。</li> </ul>
<p>(3) 法的措置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的措置を外部に委託することにより、専門性の確保、職員負担の軽減、回収抑止効果等のメリットが見込まれる。その一方で、訴訟を実施する場合には、判決取得後の強制執行まで見据える必要があるため、事前に財産調査等を行い、回収可能性を十分に確認する必要がある。</li> <li>・訴訟手続においては、弁護士の出頭に伴う旅費等の追加費用が発生する場合があります、費用負担が大きくなる可能性もある。そのため、法的措置を委託する対象には、確実な回収が見込まれ、かつ一定以上の高額債権に限定することが望ましいと考える。</li> <li>・最終的に強制執行に至った場合は、回収率の向上を見込む。法的措置の割合・対象債権額はクライアントと協議して定め、通常訴訟に移行した場合は、証拠資料の提出を求める。</li> </ul>
<p>(4) 企画提案にあたり必要な情報について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人や保証人の有無や人数についての詳細情報。</li> </ul>
<p>(5) 委託債権について</p>	<p>1 受託可能債権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知何回・架電何回というような契約条件はなく、契約期間中は全ての債権について、回数は関係なく解決に至るまで対応する。債権返却にも期限を設けていない。</li> <li>・高知市の債権一覧に記載された金額・件数であれば、全件実施が可能である。</li> <li>・最終的に債権放棄の要件に該当することを理由に回収不能報告をすることを見据えると、相続人未調査の債権等についても、受託可能と考える。</li> </ul> <p>2 支払案内停止案件の考え方</p> <p>下記の場合は判明した時点で回収不能・支払案内停止とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は代理人より時効援用の申出又は書面が届いた債権</li> <li>・債権内容で法律上の争いがある債権</li> <li>・未払者本人が死亡し連帯保証人等がなく、かつ相続人が判明しない又は相続放棄している債権</li> <li>・その他、クライアントにおいて請求しないことが妥当とした債権</li> </ul> <p>3 調査について</p> <p>居所不明者等の調査や相続人調査については、クライアントと協議の上、実施する。</p> <p>A 居所不明者等の住所等の調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票取得による調査 返戻手紙（所在不明）、行方不明、死亡確認、関係者からの転居の申し出、固定電話未使用等</li> <li>・尊属、卑属、親族等、聞き取り調査 契約時に記入されている書類等により、緊急連絡先欄に記載のある連絡先に対する架電調査対応を図り、本人への接触、解決に結びつける。</li> <li>・利害関係人（保証人・勤務先【前・現勤務先等】）に対する聞き込み調査</li> </ul> <p>B 相続人に係る住所及び連絡先の調査方法について</p> <p>戸籍謄本・原戸籍等、取得による調査</p> <p>債権者死亡による相続人調査・住民票職権消除等により、追跡不可債権</p>
<p>(6) 契約後の作業等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の債権名及び担当者の連絡先一覧の作成。</li> <li>・債権の精査及び提供情報の必要項目への入力。</li> <li>・申込書や誓約書等の資料の提出。</li> </ul>
<p>(7) その他自由なご意見・ご提案等</p>	

## 5 サウンディング結果を踏まえた今後の方針

今回のサウンディングにより、検討が必要な事項を含め、多くのご提案をいただきました。今後、当市の債権回収業務を委託する方針を検討するとともに、効率かつ効果的な債権回収・管理につなげていきたいと考えております。